

訪問による

リフォーム工事・点検商法!

「工事をしないと危険!」

などと言って商品やサービスを契約させる
「**リフォーム工事・点検商法**」の相談が寄せられています。

- 訪問してきた業者に塗装工事を勧められた。
「契約の効力はないからとりあえず署名、捺印するように」としつこく言われ、断りきれず応じてしまった。
- 「下水管の点検に来た」という業者に床下修理を勧められ、見積のつもりで書面を交わしたが、実際は契約書ということが分かった。解約したいと伝えたが応じてもらえない。



不審に思ったときは、

警察や消費生活センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188 (いやや)

消費生活総合センター ☎256-0800

引き続きご注意ください!

新型コロナウイルスワクチン詐欺

消費者ホットライン ☎0120-797-188

(なくないやや)



高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

